



(報道関係各位)

令和 5 年 5 月 1 日 発表

【本件に関するお問い合わせ】

☑ HP 公開

川越市役所 保健医療推進課 保健医療推進担当 担当者：野口

☎049-224-5832 (直通) Fax : 049-224-7318 メール : hokeniryo★city.kawagoe.lg.jp

新型コロナウイルス感染症 5 類移行後の対応について

概要

国において、令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置付けることとされました。

これに伴い、5 月 8 日以降の本市の対応について、以下のとおり取り扱うこととしました。

①本部の廃止及び廃止後の推進体制について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5 類感染症に変更されることに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、政府対策本部及び県対策本部が廃止となります。

現在本市では、新型コロナウイルス感染症について、新型インフルエンザ等警戒本部を設置し、対策を進めているところですが、県対策本部の廃止に合わせ、本市の本部は廃止することとしました。

なお、国では、政府対策本部廃止後においても、感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ的確に対応するために、必要に応じて、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」を開催することとしています。そこで、本市においても、本部廃止後の推進体制として、「新型インフルエンザ等対策会議」（令和 2 年 1 月 31 日設置）を必要に応じて開催し、必要な対策を講じることとします。

川越市新型インフルエンザ等対策会議

議長：市長

副議長：副市長、教育長及び上下水道事業管理者

構成員：秘書広報監、危機管理監、部長、会計管理者、議会事務局長、消防局長、保健所長

※構成員は本部体制と同じ



②5月8日以降の市有施設及び市主催イベント等における基本的な感染対策

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5類感染症に変更されることに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく基本的対処方針や業種別ガイドラインは廃止となり、5月8日以降の日常における基本的な感染対策は、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本とされ、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなります。

そこで、5月8日以降、市有施設及び市主催イベント等において、本市が自主的に取り組む主な基本的な感染対策は、以下を基本として行うこととします。

項目	基本的な感染対策
マスクの着用	<ul style="list-style-type: none"> ▶個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる。 ▶重症化リスクが高い者が多く利用する施設（医療機関、高齢者施設等）はマスクの着用を推奨する。
人と人との距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ▶イベント開催や集客などにより、多数の人が集まる際には、「人と人が触れ合わない距離での間隔」の確保に努める。
パーティション	<ul style="list-style-type: none"> ▶窓口は、当面の間、設置を継続する。 ▶執務スペース等は、新型コロナウイルス感染症対策としての設置は原則不要とする。 ※流行期において一時的に設置する場合がある。
効果的な換気	<ul style="list-style-type: none"> ▶基本的感染対策として換気は有効であることから、引き続き効果的な換気の実施に努める。
手洗い等の手指衛生	<ul style="list-style-type: none"> ▶ハンドドライヤーは使用可とする。 ▶消毒液は、希望する者に手指消毒の機会を提供するため、引き続き設置する。 (エレベーター前など利用しやすい配置に努める。)
検温の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ▶施設やイベント等における検温は原則不要とする。 ▶入口等における「検温カメラ」は原則不要とする。 ※流行期において一時的に設置する場合がある。

【留意事項】

- 本対策に関わらず、個別の法令や、国や県からの通知等によって対策が示されているものは、これに従う。
- 流行期においては、一時的に強い感染対策を行う場合がある。
- 本対策は、今後、国や県から示される通知等により、変更等が生じる場合がある。その際には、本対策を見直し、必要な対策を速やかに講じる。